

令和 6 年度

小浜市歳入歳出決算健全化審査意見書

小浜市監査委員

目 次

令和 6 年度小浜市財政健全化審査意見書	1
令和 6 年度小浜市水道事業会計経営健全化審査意見書	3
令和 6 年度小浜市下水道事業会計経営健全化審査意見書	4
令和 6 年度小浜市産業団地整備事業特別会計経営健全化審査意見書	5

浜 監 第 1039号
令和 7年 8月 6日

小浜市長 杉本 和範 様

小浜市監査委員 吉田 善人
小浜市監査委員 今井 伸治

令和6年度小浜市財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、審査に付された小浜市の令和6年度決算における健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類について、小浜市監査基準に準拠し審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 6 年度小浜市財政健全化審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による審査

2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和 7 年 7 月 1 8 日から令和 7 年 8 月 6 日まで

4 審査の着眼点および主な実施内容

市長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠し適正に作成されているかを主眼として、その算定の基礎となる事項を照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	—	13.41	20.00
②連結実質赤字比率	—	—	—	18.41	30.00
③実質公債費比率	11.7	11.3	11.1	25.0	35.0
④将来負担比率	79.5	94.0	105.8	350.0	

* 実質赤字比率・連結実質赤字比率について「—」の表示は、赤字額がないことを表している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率（一般会計等の実質赤字比率）

令和6年度において実質赤字が生じていないため、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字比率）

令和6年度において連結実質赤字が生じていないため、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率（公債費および公債費に準じた経費の比重を示す比率）

令和6年度の実質公債費比率は11.7%であり、前年度より0.4ポイント上昇（悪化）しているが、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り、良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率（出資法人等を含め一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率）

令和6年度の将来負担比率は79.5%であり、前年度と比較すると14.5ポイント低下（改善）している。早期健全化基準の350.0%と比較してもこれを下回り、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

浜 監 第 1040 号
令和 7 年 8 月 6 日

小 浜 市 長 杉 本 和 範 様

小 浜 市 監 査 委 員 吉 田 善 人
小 浜 市 監 査 委 員 今 井 伸 治

令和 6 年度小浜市公営企業会計経営健全化
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 22 条第 1 項の規定により審査に付された小浜市の令和 6 年度公営企
業会計決算における資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記
載した書類について、小浜市監査基準に準拠し審査したので、別紙のとおり
意見書を提出します。

令和 6 年度小浜市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定による審査

2 審査の対象

水道事業会計資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和 7 年 7 月 18 日から令和 7 年 8 月 6 日まで

4 審査の着眼点および主な実施内容

市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠し適正に作成されているかを主眼として、その算定の基礎となる事項を照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比 率	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	—	20.0

* 資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

* 「—」の表示は、資金不足額がないことを表している。

(2) 個別意見

令和 6 年度小浜市水道事業会計について、実質的な資金不足は生じていないため良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 6 年度小浜市下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定による審査

2 審査の対象

下水道事業会計資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和 7 年 7 月 18 日から令和 7 年 8 月 6 日まで

4 審査の着眼点および主な実施内容

市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠し適正に作成されているかを主眼として、その算定の基礎となる事項を照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比 率	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	—	20.0

* 資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

* 「—」の表示は、資金不足額がないことを表している。

(2) 個別意見

令和 6 年度小浜市下水道事業会計について、実質的な資金不足は生じていないため良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 6 年度小浜市産業団地整備事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定による審査

2 審査の対象

産業団地整備事業特別会計資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和 7 年 7 月 18 日から令和 7 年 8 月 6 日まで

4 審査の着眼点および主な実施内容

市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に準拠し適正に作成されているかを主眼として、その算定の基礎となる事項を照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比 率	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—			20.0

* 資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

* 「—」の表示は、資金不足額がないことを表している。

(2) 個別意見

令和 6 年度小浜市産業団地整備事業特別会計について、実質的な資金不足は生じていないため良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。